

働き方改革 の取組を

社会保険労務士が**無料**でサポートします!



働き方改革を
総合的に、継続的に
推進するには?

中小企業の皆様へ

労務管理の専門家が
お悩みを解決します



長時間労働の是正のため
何に取り組めば良いの?



不合理な待遇差を解消する
同一労働同一賃金の
実現には、どうすれば良いの?



生産性の向上や
賃金を上げるには?



人手不足の解消に
必要な対策って…?



働き方改革に利用できる
助成金の情報を
教えて…!



電話でのご相談は



0120-486-450

群馬働き方改革推進支援センター

前橋市元総社町528-9 群馬県社会保険労務士会 内

☒ hatarakikataikaikaku@gunma-sharoushi.com (来所・メールによるご相談もお受けいたします)

相談受付

2021. **4/1** (木) ▶ 2022. **3/31** (木)

開設時間

平日9:00~17:00
(12/29~1/3を除く)



中小企業・
小規模事業者等に対する
働き方改革推進支援事業



FAX申込書

☎ 027(253)5679

※ご希望するサービスに☑をつけてください。

 個別訪問による相談を希望

●主な相談内容 【例：年次有給休暇の取得義務の説明など】

 働き方改革セミナーへ講師派遣を希望

●商工団体、地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナーに講師(社会保険労務士)を派遣いたします。

 臨時出張相談(イベントを含む)を希望

●商工団体、地方自治体、事業主団体、経済団体等の施設で開設する臨時相談窓口にも専門家(社会保険労務士)を派遣いたします。

事業所・団体名			
所在地	〒 -		
電話番号	Tel		Fax
ご担当者名		顧問社労士	有 ・ 無
メールアドレス			
派遣先の名称			
派遣先の所在地			
希望日時	月	日()	AM/PM 時 分

相談及びご希望内容の概要

※セミナーの場合は、参加人数の概数(人)
〃 個別相談会の希望 有 (開催時間 : ~ :) ・ 無